

第17回山梨県屋外広告物審議会議事録

日 時 平成24年1月10日（火）午後2時～

場 所 県庁本館2階 特別会議室

出席委員 箕浦会長、齋藤委員、佐藤委員、菅沼委員、鈴木委員、原田委員、若狭委員、渡辺委員

事務局 山口室長、樋口補佐、桜林リーダー、鈴木主査、宮下主任

- 1 開会
- 2 課長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 出席の確認 （箕浦会長他8名の出席となり、審議会が成立する旨を報告）
- 5 議 事 （齋藤委員と菅沼委員を議事録署名委員に指名し議事に入る）

会 長 それでは諮問案件の説明を事務局からお願いいたします。

諮問案件 屋外広告物制度の見直し（案）について

事務局 （諮問案件について説明）

会 長 ただいまのご説明に対してご意見を伺いたいと思いますが、盛りだくさんの内容となっておりますので、ひとつひとつについて順次ご意見を伺いたいと思います。

一つ目の氏名公表制度の導入につきましてご意見ありますでしょうか。

鈴木委員 基本的には公表することに賛成ですが、公表する場合としない場合の線引きの基準は考えていますか？

事務局 その辺りは運用に関する部分になりますが、現在内容を詰めているところです。違反の事実があるからといって全て公表するというものではありません。そのため「公表することができる」という表現になっています。是正が完了するまでは行政指導を続けるわけですが、是正が完了しなければある程度のタイミングを見計らって、運用の中で整理した上で公表に移行していきたいと考えています。

箕浦会長 他にご意見はありますでしょうか。

(特に意見なし)

箕浦会長 無いようですので、1番の氏名公表制度についてはご承認いただいたということで整理させていただきます。

箕浦会長 つづきまして、2番目の景観形成と屋外広告物行政の関わりということで、景観行政全体の中に屋外広告物行政を位置づけ、審議会を統合するご提案ですが、ご意見ございますでしょうか？

箕浦会長 景観審議会に関わっておられない委員さんもいらっしゃるかと思いますので、景観審議会そのもののご説明をお願いします。

事務局 景観審議会は、平成3年に施行された景観条例に基づいて設置されている審議会です。景観条例は、本県の美しい景観を守り保全し創造していくため、県民のすべきこと、行政のすべきことを規定しつつ、建築物等の届出制などの内容を盛り込んでいます。特に景観の重要な地域については、建築物等のルールも厳しくし、コントロールしていこうという内容になっています。

景観審議会は、そういったルールや基準を決めていく部分と、もう一つ、広い意味で景観に関する重要事項について、行政の考えだけではなく専門家や団体代表の方などから広く意見をいただくという目的で設置されています。

屋外広告物は景観に関する重要事項のひとつでありますので、景観審議会の中で一緒に扱っていこうというものです。

なお、現行の屋外広告物条例で規定されている審議事項につきましても、景観審議会でも審議することで制度的にも問題ないことが確認されています。

箕浦会長 もともと違う審議会としてやっていたものを統合することにより、問題がないのであればよいのですが、景観審議会と屋外広告物審議会ではメンバーの選び方についても違いがあったかと思いますが、その点について何かお考えがありましたらお願いします。

事務局 現在、景観審議会の委員は14名、屋外広告物審議会は10名となっております。景観審議会は、より幅広い分野から委員をお願いしておりましたが、屋外広告物の分野で足りない部分もありますので、その点は景観審議会に新たな委員を加えることで補っていこうと考えております。

箕浦会長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。
よろしければ、この件についてもお認めいただいたということさせていただきます。

箕浦会長 つづきまして、基準に関する部分ですが、この中にはいろいろなことがありま

した。まず一つ目は地域指定の見直しということで、この中に3点ございます。一つ目の第1種・第2種中高層住居専用地域の規制を見直すということで、実態に合わせて規制を緩和するというご提案でしたが、この点についてはいかがでしょうか？

佐藤委員 都市計画法や他の法令の基準を運用するというのは、業者側としては分かりづらいので、独自のゾーニングをする必要性も感じています。

ゾーニングの部分で第1種・第2種中高層住居専用地域という言葉に置き換えられるととまどうことがありますので、独自にゾーニングを考えるのもひとつの手ではないかと考えます。

箕浦会長 5種類の区分けが屋外広告物行政としての独自のゾーニングとなっているかと思いますが事務局としてのお答えはいかがでしょうか？

事務局 屋外広告物条例で定めているゾーンは現在5種類ありますが、それらのゾーニングは、他の法令で定められた地域の種別を使っています。例えば、第1種中高層住居専用地域は屋外広告物のゾーニングでは第1種許可地域に、自然公園法の特別地域は第1種禁止地域に、という形で使っています。まったく違う別のゾーニングを新たに創設する考え方もあると思いますが、今はそこまで踏み込んで大きく制度を変えることは考えておりません。

佐藤委員 資料ではこの次に規制の強化や緩和が行われる地域がありますが、今までのゾーニングでも厳しい地域などわかりづらい部分がありました。これによって一層複雑化されるという懸念が生じたものですから、独自のゾーニングがあってもいいのではないかと考えました。

箕浦会長 独自にゾーニングをするのにも何か根拠が必要かと思いますが、佐藤委員の方で何かお考えがありますか？

佐藤委員 現状でも細かすぎるので、同じ町でも道路を挟んで右と左で規制が違うという状態になっています。これにさらに路線による規制地域の変更などがされると規制地域がどうなるのか、複雑化されるような気がします。

事務局 今回、何点か地域規制のかけ方の運用の仕方を変えるという提案をさせていただいてありますが、新しく仕組みをつくる場所は、さきほどの特別に規制の強化・緩和を行うという以外はありません。都市計画法の用途地域との整合や路線による規制地域の変更についても、今までと使い方を変えるだけというものです。特別に規制の強化・緩和を行う地域については、後程詳しく説明いたしますが、狭いエリアを想定しておりまして、例えば市町村が景観形成を進めていく中で、このエリアだけは屋外広告物の規制を厳しくしようとか、逆に緩くして賑わいを

取り戻そうとピンポイントで規制をするものです。これも「できる規定」を作るのであって、今回どこかの地域でやろうということを県として具体的に想定しているわけではありません。これは平成16年に景観法が施行された際に、国で作った屋外広告物の条例のひな形の中にあっただけのを今回導入しようというものです。今回導入に至ったのは、各市町村が景観計画を策定する課程で景観に対する県民の意識が高まってきたことが大きな要因です。この部分だけは新しい制度ですので、佐藤委員が言われたように複雑になってしまう部分だと思えますが、地域の変更と路線指定の部分につきましては、運用の仕方を変えるだけです、今までより複雑になることはないと思っています。

箕浦会長 他にご意見ご質問はございますでしょうか？

地域の変更につきましては、緩和をするということで、それが実態に合っているという事務局のご説明が、本当に妥当かどうかというところが一番のポイントではないかと思えます。

特にご意見がなければ、お認めいただいたという整理にしたいと思えます。

つづきまして、路線による規制地域の指定というところですが、こちらは規制を強化するというものでした。これも実態に合わせて、より全体の規制が進んでいる中でこのようにしたらよいのではないかとのご提案でしたが、いかがでしょうか？

(特に意見なし)

箕浦会長 それでは、この点につきましても特にご意見はなくお認めいただいたという整理で次に進めたいと思えます。

3つ目につきましては、新しい制度を創設するというご提案でした。より規制を強化する地域と、規制を緩和する地域をそれぞれ設定できような制度を創設するというものでした。この点につきましてご意見ありますか？

箕浦会長 確認ですが、市町村長との協議により指定を行うということでしたが、この主体につきましては県ということによろしいでしょうか？

事務局 県が主体となって行いますが、県が一方向的に指定するというのではなく、市町村からの提案によりスタートする場合と、県の方から投げかけて指定を行うという場合が想定されます。

箕浦会長 この規制の網掛けをしている主体が県ということで、県が地区を指定するという制度の中にこのような特別に規制の強化・緩和をする制度を創設するというものですね。何かご意見ご質問はございますでしょうか？

箕浦会長 これは条例を改正するということによろしいでしょうか？

事務局 はい、条例改正となります。

箕浦会長 条例の中に実際にこういう地区を定めることができるという規定はいるのですね。この名称で規定されるのでしょうか？

事務局 国の標準条例では別の名称を使っていますが、本県の場合は、「広告物景観誘導地区」という名称を考えています。

箕浦会長 名称につきましては分かりやすさというものも重要と考えますが、ご意見があればいただきたいと思います。

特に、1件目の「広告物景観誘導地区」につきましては、何となく規制が強化の方向なのか緩和の方向なのか、やや分かりにくい部分もあるのかなと思います。2件目の活用地区の方は活用ですからはっきりと緩和かなとわかります。何かご意見はございますでしょうか？

(特に意見なし)

箕浦会長 特にご意見は無いようですので、事務局の案でお認めいただいたということでのよろしいかと思います。

事務局 つづきまして、表がいくつもありますが、個別の基準についての提案です。こちらにつきましては規則の部分になり様々ありますが、一括して全体でご意見ご質問はございますでしょうか？

若狭委員 先ほどLED看板のところでも可変式広告物についての内容がありましたが、例えば第2種許可地域と第1種許可地域の境に集合住宅が建っていた場合に、第2種の方で許可になった屋上広告物にLEDをアップライトで使う場合も考えられると思いますが、そうした場合にバルコニーなどがその広告物に面していると、LEDはとても光の指向性が強いので、光害が発生する可能性が考えられるので、その辺りを注意していただきたいと思います。

事務局 今回は可変表示式ということで光を発しながら文字などが動くものを想定してこの部分を一定ルールのもと認めようと考えています。現行条例でも屋上看板の照明ということで認められておまして、今後LED式で一層照明が強くなることも想定されますので、明るすぎるものの扱いについては今後検討していきたいと思います。

箕浦会長 看板の照明についての規定はないのでしょうか？

事務局 現在は照明についての規定はございません。手数料が二割増しという事はありますが、明るさや照明の数を制限するというものではありません。ですが、他県ではそういった問題が出ているということも聞いていますので、今後調査していきたいと思います。

箕浦会長 他にご意見はございますでしょうか？

渡辺委員 資料を見た限りでは、内容的に厳しくなるというのが大部分かと思いますが、現在設置されている看板で、小さいものは問題がないと思いますが、建築確認が必要となるような大きな看板については、存続する限りよいというお話しがあったかと思います。写真で見たような屋上に設置された大きな看板の場合、設置するのにすごく大きなお金がかかっている訳ですが、看板主と建物のオーナーは契約を結んでいると考えられます。その契約期間が2年、3年であればよいのですが、契約期間が長い場合、契約期限が切れる前に許可期間の2年、3年を経過してしまうので、堅牢なものは存続まで認めるというくらいにしておいた方がよいのではないのでしょうか？

事務局 経過措置というのは地域規制が変更になったり、基準が変わって厳しくなってしまった場合、普通のものは3年、堅牢なものは6年間はそのままでもよいという制度です。

存続まで認めると説明したものは、今回創設する予定の規制の強化・緩和を行う地域というごく限られた地区において、新たに許可したものです。この地域は通常の規制ではないルールを適用していくものなので、基準に合わなくなったものも存続までは認めるというものです。

それ以外は最大で6年間の経過措置を設けていますが、事前に行った実態調査の結果、基準に合わなくなるものが多数発生する訳ではなく、大きな問題が生じない範囲で設定しております。ですので基本的には基準に合わないものは3年ないし6年で直していただくことは問題ないと考えております。

箕浦会長 今回の個別基準のところでは他にご意見ご質問ございますでしょうか？

佐藤委員 これを見ると看板業者としては、非常にやりにくくなります。どうやったら基準にあわせられるかということで頭を悩ませておりますが、道標などの基準の数値というのは、どのようにして定められているのでしょうか？

事務局 道標の数値は、現在の基準で許可地域の中で最大の面積である2㎡を採用しています。営業看板については、今まで規定の無かった部分を埋めるということで、道路から30m離れた位置で設置できる50㎡の大きさを元に、同じ情報量を表示するのに、距離が2倍になれば、面積は4倍必要となるという比率から、大きさを決めています。

佐藤委員 道標の大きさは2㎡ではなく、3㎡くらいあっても問題ないのではないのでしょうか？

箕浦会長 貴重なご意見だと思います。一旦数値を決めてしまえば当然それによって規制されていくこととなります。専門的な立場から道標の数値は2㎡ではなく3㎡でもよいというご意見をいただきましたが、普段携わっていない者にとっては、2㎡と3㎡ではどう違うのか非常にわかりにくいことです。今、改正案ではない数値であるべきだというお話がありましたが、事務局としてはいかがでしょうか？

事務局 各事務移譲市町村の担当者や県の出先機関の担当者との検討会の中でも、確かに4車線の道路などでそれなりの交通量があるようなところでは、3㎡くらいでも問題ないのではないかという意見もありました。しかし一方では、峡北の高原地帯や田園地帯、富士五湖の主要な観光地、勝沼の農村景観などの地域においては、今の2㎡でも大きすぎるという意見もありました。そうした中、見直し案をどうするかと考へ、これまで20年間運用してきた1.5㎡、1.7㎡、2㎡という基準を、今回3㎡に一度に緩めるのは良くないという考へから、改正案は現行の最大値の2㎡に揃えることになった経緯があります。今後、3㎡、場所によっては4㎡といった道標も必要ではないかという意見も出てくることも考えられます。そういうところは、今回創設する予定の「広告物活用地区」の中で行っていくべきではないかと考へます。山梨県の2㎡という基準は全国的に見ても厳しい方ですが、長年これで運用してきて、それなりに皆さんにも守ってもらえていることもありますので、今ここで全域を緩くするのは良くないと考へております。

「広告物活用地区」のイメージですが、例えば国道20号の甲府石和間のようなところで、この辺りはそれなりの大きな商業店舗があるところですから、道標については大きくてもよいのではないかというご意見もありますので、そういうところでは地域を限定して指定し、大きな道標を認めていくという考へです。

佐藤委員 その指定というのは、事務権限が市町村におりてからということになるのでしょうか？

事務局 今回の制度はすべて県の制度になります。市町村の意見を聞きながら県が指定していくことになります。

佐藤委員 この条例の施行予定期日はいつですか？

事務局 許可期間、氏名公表、手数料、個別基準は、周知期間を考慮し10月1日を考へています。その他は、4月1日で考へています。

- 箕浦会長 今回の内容は、全体的としては厳しくはなっていますが、一部緩和している部分もあるという理解でおります。他にご意見はございますでしょうか？
- 齋藤委員 他人の建築物を利用した広告物の基準についての確認ですが、今までは特別な基準が無かったところを、自家用の広告物と区別して厳しくするということの理由は何でしょうか？
- 事務局 自家用の広告物については、そこで営業していくという権利もありますし、通常必要以上に大きな看板は作らないものですが、自己の敷地以外の広告については、次々と大きな看板を建てたり、道標もいろいろな場所に建てたりすることが多い状況です。このように、無秩序に自己の敷地外で案内看板の設置が進むと、景観上の問題はもとより設置した個々の広告物の宣伝効果も薄れてしまいますので、自家用以外は自家用よりも厳しい一定のルールの下になければならないと考えております。そのため、他人の敷地、他人の建物については厳しい基準を考えました。特に建物については、最近、空き店舗等を広告物として活用する例も多くなりました。それも1つの活用方法かもしれませんが、それを無制限に認めていくと景観面では大きく乱れてしまいますので、新たな基準を作って一定のルールのもとやっていかなければならないと考えております。
- 齋藤委員 さきほど渡辺委員のお話にもありましたが、契約でうちの屋上に広告を建ててもいいよということでやっているとする、基準ができてそれができないことになると収入が無くなる方も出てくるかもしれませんので、そういう不利益を受ける方がいる場合は、新たな規制を設けることの理由付けをきちんと説明しなければならないと思います。その辺をもう少し詰めていただきたいと思います。
- 事務局 今回の基準の変更につきましては経過措置もございますが、きちんと説明をしながら運用していきたいと思います。
- 渡辺委員 他人の建物を利用した広告物で違反があった場合、罰則の適用対象はどうなりますか？
- 事務局 今回の仕組みでは、罰則の適用対象は広告主と実際に看板を設置した広告業者になり、建物の所有者には及びません。
- 箕浦会長 基準に関しまして、他にご意見等ありますか？
無いようですので、基準に関しましては、事務局のご提案どおりお認めいただいたということにさせていただきます。
- 箕浦会長 つづきまして、許可期間の延長と手数料の改正、経過措置の規定につきまして、ご意見ご質問はありますか？

(特に意見なし)

箕浦会長 よろしいでしょうか？それでは事務局のご提案を承認したということにさせていただきます。

つづきまして、やむを得ない広告物の規定を追加するというご提案ですが、こちらについてはいかがでしょうか？

箕浦会長 こちらについては、審議会の意見聞くというところが歯止めというか、どのようなものでも認めるわけではないという規定ですね。こちらも特に意見がございませんので、ご提案どおり承認いただいたということにさせていただきます。

つづきまして、その他の部分でご意見ご質問ありますでしょうか？

若狭委員 管理者の資格要件に建築士を追加するとありますが、さきほどの罰則について、違反広告物の管理者も罰則適用の対象となりますでしょうか？

事務局 管理者は罰則適用の対象とはなりません。

箕浦会長 つづきまして、制度の運用につきましてご意見ご質問ありますでしょうか？

佐藤委員 周知徹底ということですが、行政が作る広告物はこの条例に一切関係ない形で掲出しているの、民間と行政の不公平感は年々高まっています。行政がきちんと基準を守っているから、民間も守ってくださいということが周知徹底につながるのではないかと思います。

事務局 市町村の看板については条例の適用除外となっておりますが、これは民間の模範になることができるためと考えるからであります。しかし、実際にはそうなっていないところもありますので、周知徹底の中では各市町村の指導も行っていきたいと思っております。

箕浦会長 他にご意見ご質問はございますでしょうか？

無いようですので、この点につきましても承認いただいたということにさせていただきます。

以上で、今回の見直し案につきまして一通りのご審議をいただいたということになります。全体を通しまして、事務局のご提案どおり承認いただいたということにさせていただきます。

以上をもちまして議事は終了とさせていただきます。

6 閉会

事務局 | 本日は、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。本日、ご審議いただきました内容につきましては、審議会から知事に文書で答申する必要がございます。

後日、事務局で答申案を作成させていただき、会長にご確認いただくという事務処理でよろしいでしょうか。

(全員同意)

以上を持ちまして第17回山梨県屋外広告物審議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

本議事録は事実と相違ないことを確認したので、ここに署名する。

議事録署名委員

会 長
